

JIS マーク表示認証に係る製品の JIS 改正情報

一般財団法人 日本塗料検査協会
認証業務品質管理者 河村マリ

2021年7月20日付で JIS K 5668 合成樹脂エマルション模様塗料の製品規格が改正されました。主に試験に使用する試験板を変更するための改正であり、規格作成団体である一般社団法人 日本塗料工業会により確認検証のされた上で経過措置期間が設定されておりません。したがって、今回の改正において認証を行っている鈹工業品若しくはその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれ及び認証取得者が品質管理体制を変更する必要はないと判断しておりますが、登録認証機関は改正規格への移行確認を行ったうえで認証事項変更通知書を発行させていただきますので、認証取得者においては直ちに以下の①及び②の対応をとっていただくようお願いいたします。なお、認証を行っている鈹工業品若しくはその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、1年以内に臨時の維持審査（工場審査及び製品試験）を実施します。

①規格改正による社内規格の見直し及び改訂

②登録認証機関に変更届を提出（上記①の対応内容を添付）

○JIS K 5668 合成樹脂エマルション模様塗料の改正概要

この規格は、主に建物用の内外装の模様仕上げに用いられる合成樹脂エマルション模様塗料のうち、合成樹脂エマルション及び顔料又はこれらに充填材を加えたものを主な原料とし、ホルムアルデヒド系防腐剤、ユリア系樹脂、フェノール系樹脂及びメラミン系樹脂のいずれをも含まない液状のものについて規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.4.2.1 試験板について、使用する試験板の大きさ「150×70×3 mm」が、「150×70×4 mm」に置き換えられました。
- 2) 7.6.1 及び 7.7.1 で用いる試験板について、「試験板は、7.4.2.1 による。」とされ、「大きさは 500×200×4mm とする。」と規定されました。
- 3) 7.10.1 及び 7.15.1 で用いる試験板について、「試験板は、表面調整した繊維強化セメント板（150×70×3 mm）を」が、「試験板は、7.4.2.1 による。」に置き換えられました。
- 4) 7.12.2 0.5%石けん水溶液について、「JIS K 3302 に規定する無添剤の石けんを脱イオン水に溶かして調整したものをを用いる。」が、「JIS K 3302 に規定する無添剤の石けん又は相当品を脱イオン水に溶かして調整したものをを用いる。」に置き換えられました。
- 5) 7.12.3 で用いる試験板について、「試験板は、表面調整した繊維強化セメント板（430×170×3 mm）を2枚用い、」が、「試験板は、7.4.2.1 による。ただし、大きさは 430×170×4 mm とする。」に置き換えられました。
- 6) 7.14.1 で用いる試験板について、「試験板は、表面調整した繊維強化セメント板⁽²⁾（300×150×3 mm）を1枚用い、」が、「試験板は、7.4.2.1 による。ただし、大きさは 300×150×4 mm とする。」に置き換えられました。

- 7) 7.16.1 で用いる試験板について、「試験板は、表面調整した繊維強化セメント板⁽²⁾を6枚用いる。」が、「試験板は、7.4.2.1による。ただし、大きさは300×150×4 mmとする。この試験板を6枚用いる。」に置き換えられました。

以 上